

災 害 関 係 保 証 制 度

東北地方太平洋沖地震災害により、全国の区域が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づく激甚災害指定となったことから、災害復旧に必要な事業資金を保証するため、下記のとおり保証制度を創設しました。

申込人資格要件	<p>中小企業信用保険法に規定する中小企業者としての資格を備えるものであって、次の 及び の要件を備える「被災中小企業者」とする。</p> <p>激甚災害について災害救助法が適用された地域又は中小企業者が有する施設が被災を受けていると認められるとして主務省において指定した地域（被災地域）内に事業所を有する者であるもの。</p> <p>激甚災害を受けた者であるもの。</p>
保証限度額	<p>保証限度額（一般保証と別枠）</p> <p>個人、会社</p> <p>無担保 80,000千円 （特別小口 12,500千円） 普通 200,000千円</p> <p>組合</p> <p>無担保 80,000千円 （特別小口 12,500千円） 普通 400,000千円</p> <p>なお、セーフティネット保証（経営安定関連特例）と合算で2億8千万円（組合は4億8千万円）とする。</p>
保証割合	100%（全部保証）とする。
保証期間	<p>運転資金10年以内とする。（据置期間3年以内）</p> <p>設備資金15年以内とする。（据置期間3年以内）</p>
信用保証料率	年 0.70%（特別小口は0.48%）とする。ただし、「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者については、0.10%を減じた率とする。
対象資金	事業の再建に必要な運転資金及び設備資金とする。
返済方法	原則として分割返済とする。
貸付金利	金融機関所定利率とする。
担保・保証人	<p>(1) 担保 必要に応じて徴求する。</p> <p>(2) 保証人 会社及び組合の代表者を除いては、原則として徴求しない。</p>
添付資料	通常の信用保証申込書類の外に「罹災証明書」を添付する。
取扱期間	平成23年3月29日から平成23年9月11日まで